

令和 8 年 9 月 1 日

障害福祉サービス等事業者 各位

宇城市社会福祉課長

令和 8 年熊本地震により被災した障害福祉サービス等利用者の利用料減免の取扱いについて（通知）

このことについて、下記の取扱いとしますので、サービス利用者へ周知及び申告のほどよろしくお願いいたします。

記

1 概要

利用料の支払いが困難な者について、支払いを免除

※食費、居住費等の自己負担分は除く

2 対象者

被災により、利用料の支払いが困難な方のうち、下記の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である者
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

3 対象サービス

障害福祉サービス、障害児通所支援

4 適用期間

令和 8 年 1 1 月サービス利用分まで

5 手続方法

- (1) 利用者が障害福祉サービス等事業所へ申告

※事前の罹災証明書の提示は不要ですが、後日求める場合がございますので、対象者に該当するか否か精査のほどよろしくお願いいたします。

- (2) 事業者は対象者について市に報告様式にて報告（毎月 10 日まで）

- (3) 事業者は国民健康保険団体連合会へ特例情報を設定した基本情報を送付し、市に請求

【問合せ】

宇城市 社会福祉課 障がい福祉係

TEL : 0964-32-1387（直通）

メールアドレス : shogaifukushi@city.uki.lg.jp